



県章

滋賀県公報

令和4年(2022年)
1月4日
第271号
火曜日

毎週火・金曜 2回発行

目次 (※印は、県例規集に搭載するもの)

○ 規 則	
※滋賀県財務規則の一部を改正する規則(管理課)	1
○ 告 示	
介護保険法による指定居宅サービス事業者および指定介護予防サービス事業者の指定(医療福祉推進課)	2
公営住宅法施行令第2条第1項第4号の規定による滋賀県営住宅の家賃算定のための利便性係数(住宅課)	2
○ 健康福祉事務所告示	
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定障害福祉サービス事業者の指定(南部)	3
○ 県 税 事 務 所 公 告	
軽油引取税免税証無効公告(西部)	4
○ 教 育 委 員 会 告 示	
令和4年度滋賀県立特別支援学校幼稚部および高等部の入学者の募集定員(特別支援教育課)	4
○ 公 安 委 員 会 規 則	
※滋賀県公安委員会等に係る手続等における情報通信の技術の利用等に関する規則および滋賀県道路交通法施行細則の一部を改正する規則(情報管理課)	5
○ 雑 報	
環境影響評価準備書の縦覧公告	6
環境影響評価準備書に係る説明会開催の公告	6

規 則

滋賀県財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年1月4日

滋賀県知事 三日月 大 造

滋賀県規則第1号

滋賀県財務規則の一部を改正する規則

滋賀県財務規則(昭和51年滋賀県規則第56号)の一部を次のように改正する。

第62条の2を次のように改める。

(指定納付受託者の指定等)

第62条の2 法第231条の2の3第1項の規定による指定納付受託者の指定(以下この条において「指定」という。)

を受けようとする者は、次に掲げる書類を添えた申出書を知事へ提出しなければならない。

- (1) 定款
- (2) 法人の登記事項証明書
- (3) 指定の申出をする日の属する事業年度の前事業年度の事業報告書、貸借対照表、損益計算書その他これらに準ずるもの
- (4) 法人の概要を記載した書類
- (5) 納付事務に係る業務の人的構成および組織等の業務執行体制を記載した書類
- (6) 個人情報の保護および法令遵守に関する方針および体制を記載した書類
- (7) その他知事が必要と認める書類

2 知事は、法第231条の2の3第2項の規定による告示をする場合においては、指定納付受託者が納付事務の対象とする歳入等の種類を併せて告示するとともに、告示した事項をインターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。同条第4項または法第231条の2の7第2項の規定による告示をする場合についても同様とする。第64条第1項および第2項ならびに第64条の3中「指定金融機関」を「指定金融機関等」に改める。

第265条の2を削る。

第266条第2項中「前条第1項または第2項の」を「令第158条第4項(令第165条の3第3項において準用する場合を含む。)、令第158条の2第3項または令第168条の4第1項に規定する」に改める。

第268条中「第265条の2第1項の検査は、」を「令第168条の4第1項の検査のうち定期に行うものは、原則として」に改める。

第274条中「第265条の2第1項」を「令第168条の4第1項」に改める。

第275条第1項中「第265条の2」を「第266条第2項」に改める。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

滋賀県告示第1号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項の指定居宅サービス事業者および同法第53条第1項の指定介護予防サービス事業者として、次の者を指定した。

令和4年1月4日

滋賀県知事 三日月 大 造

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称および代表者の氏名または開設者の氏名	主たる事務所の所在地	サービスの種類	指定年月日	介護保険事業所番号
エン訪問看護ステーション	栗東市安養寺一丁目13-37 Kビル1階A号室	株式会社アクシスト 代表取締役 梅川利幸	長浜市八幡中山町361風の街キャンシティ2内	訪問看護 介護予防訪問看護	令和4.1.1	2561290079

滋賀県告示第2号

滋賀県営住宅の設置および管理に関する条例(昭和34年滋賀県条例第31号)第11条第2項の規定により、公営住宅法施行令(昭和26年政令第240号)第2条第1項第4号に規定する令和4年度における滋賀県営住宅の家賃算定のための利便性係数を次のとおり定めた。

令和4年1月4日

滋賀県知事 三日月 大 造

県営住宅の所在地	団地名	住 宅	利便性係数
大津市朝日が丘一丁目	朝日が丘	全ての住宅	0.96
大津市朝日が丘二丁目	朝日が丘	全ての住宅	0.95
大津市大平一丁目	石山	全ての住宅	0.89
大津市大平二丁目	石山南	1棟202号室、2棟403号室、3棟503号室、4棟306号室および6棟506号室	0.87
		その他の住宅	0.85
大津市大平二丁目	石山東	全ての住宅	0.86
大津市三大寺	神領	A 9棟	0.90
		D棟およびE棟	0.91
		その他の住宅	0.92
大津市一里山四丁目	一里山	全ての住宅	0.95

大津市栗林町	栗林	全ての住宅	0.90
彦根市芹川町	芹川	全ての住宅	0.91
彦根市東沼波町	東沼波	101号室、102号室および104号室から106号室までの住宅	0.94
		その他の住宅	0.93
彦根市開出今町	開出今	A棟、E棟およびF棟の住宅	0.95
		B棟、C棟およびD棟の住宅	0.94
彦根市八坂町	八坂	全ての住宅	0.93
長浜市朝日町	永保	5号室から8号室までの住宅	0.95
		その他の住宅	0.96
長浜市新庄寺町	新庄寺	全ての住宅	0.89
長浜市新庄中町	北新	全ての住宅	0.95
長浜市新栄町	日之出	全ての住宅	0.86
長浜市殿町	殿町	A棟の住宅	0.96
		B棟の住宅	0.97
長浜市木之本町黒田	黒田	全ての住宅	0.76
近江八幡市西本郷町	西本郷	全ての住宅	0.97
近江八幡市鷹飼町	鷹飼	全ての住宅	0.95
草津市木川町	陽ノ丘	全ての住宅	0.90
草津市西矢倉二丁目	矢倉	全ての住宅	0.90
草津市西渋川二丁目	渋川	全ての住宅	0.88
守山市播磨田町	久保	全ての住宅	0.87
守山市石田町	石田	全ての住宅	0.88
栗東市川辺	川辺	全ての住宅	0.92
栗東市小平井一丁目	小平井	全ての住宅	0.95
甲賀市水口町水口	古城ヶ丘	全ての住宅	0.94
甲賀市水口町西林口	北脇	全ての住宅	0.90
甲賀市信楽町長野	信楽	全ての住宅	0.87
野洲市上屋	上屋	全ての住宅	0.92
野洲市永原	永原第二	A棟およびB棟の住宅	0.91
		C棟の住宅	0.93
湖南市石部南四丁目	西寺	7棟から9棟までの住宅	0.91
		その他の住宅	0.92
湖南市岩根	田代ヶ池	全ての住宅	0.92
高島市今津町日置前	平ヶ崎	全ての住宅	0.90
高島市今津町弘川	弘川	全ての住宅	0.94
高島市拝戸	拝戸	4棟3号室の住宅	0.89
		その他の住宅	0.87
高島市新旭町安井川	安井川	全ての住宅	0.90
東近江市今堀町	今堀	全ての住宅	0.82
東近江市沖野四丁目	沖野原	全ての住宅	0.86
東近江市尻無町	大森	全ての住宅	0.86
東近江市春日町	春日	全ての住宅	0.87

健康福祉事務所告示

滋賀県南部健康福祉事務所告示第1号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第29条第1項の指定障害福

祉サービス事業者として、次の者を指定した。

令和4年1月4日

滋賀県南部健康福祉事務所長 荒 木 勇 雄

事業所の名称	事業所の所在地	名称	主たる事務所の所在地	指定障害福祉サービスの種類	指定年月日	事業所番号
一般社団法人あんど	守山市下之郷三丁目13番11号	居宅介護事業所あんど	守山市下之郷三丁目13番11号	居宅介護	令和4.1.1	2510700582

県 税 事 務 所 公 告

軽油引取税免税証無効公告

次のとおり軽油引取税の免税証を亡失した旨の届出があったので、亡失の日以後は無効とする。

令和4年1月4日

滋賀県西部県税事務所長 今 井 幸 雄

免税証の種類	用途	記号・番号	枚数	有効期間	免税証に記載された販売業者の所在地および氏名(名称)	亡失年月日
20リットル券	農業	10705967 10705968	2	令和3.4.1 ～ 令和4.3.31	高島市今津町弘川260番地 レーク滋賀農業協同組合今津給油所	令和3.12.14

教 育 委 員 会 告 示

滋賀県教育委員会告示第1号

滋賀県立学校の管理運営等に関する規則(昭和32年滋賀県教育委員会規則第8号)第3条の規定に基づき、令和4年度滋賀県立特別支援学校幼稚部および高等部の入学者の募集定員を次のとおり定める。

令和4年1月4日

滋賀県教育委員会教育長 福 永 忠 克

学 校 名	幼 稚 部	高 等 部	
		普通科	人数
滋 賀 県 立 盲 学 校	若 干 名	普通科	3人
		保健医療科	9人
		専攻科 保健医療科	9人
		専攻科 理療科	
滋 賀 県 立 聾 話 学 校	若 干 名	普通科	6人
		情報印刷科	3人
		産業技術科	
滋賀県立北大津養護学校		普通科	知的障害教育 36人 肢体不自由教育 3人
滋賀県立鳥居本養護学校		普通科	病弱教育 9人
滋賀県立長浜養護学校		普通科	知的障害教育 18人
			肢体不自由教育 6人
滋賀県立草津養護学校		普通科	知的障害教育 42人
			肢体不自由教育 9人
滋賀県立野洲養護学校		普通科	知的障害教育 42人
			肢体不自由教育 9人

滋賀県立三雲養護学校	普通科	知的障害教育	30人
		肢体不自由教育	3人
滋賀県立新旭養護学校	普通科	知的障害教育	6人
		肢体不自由教育	3人
滋賀県立八日市養護学校	普通科	知的障害教育	36人
		肢体不自由教育	6人
滋賀県立甲良養護学校	普通科	知的障害教育	27人
		肢体不自由教育	9人

注1 滋賀県立長浜養護学校高等部普通科の募集定員には、令和4年度滋賀県立特別支援学校高等部分教室入学者選考要項(令和3年滋賀県教育委員会告示第6号。以下「要項」という。)に定める伊吹分教室普通科の募集定員は含まない。

2 滋賀県立三雲養護学校高等部普通科の募集定員には、要項に定める石部分教室普通科の募集定員は含まない。

公安委員会規則

滋賀県公安委員会等に係る手続等における情報通信の技術の利用等に関する規則および滋賀県道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年1月4日

滋賀県公安委員会委員長 高橋啓子

滋賀県公安委員会規則第1号

滋賀県公安委員会等に係る手続等における情報通信の技術の利用等に関する規則および滋賀県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

(滋賀県公安委員会等に係る手続等における情報通信の技術の利用等に関する規則の一部改正)

第1条 滋賀県公安委員会等に係る手続等における情報通信の技術の利用等に関する規則(平成16年滋賀県公安委員会規則第7号)の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表(第3条関係)

法令または条例等	規定条項
警備業法(昭和47年法律第117号)	第10条第1項、第16条第2項、同条第3項、第17条第2項
暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律施行規則(平成3年国家公安委員会規則第4号)	第17条第1項
道路交通法(昭和35年法律第105号)	第74条の3第5項、第78条第1項、同条第4項、同条第5項
道路交通法施行規則(昭和35年総理府令第60号)	第5条第1項、第8条第1項
滋賀県道路交通法施行細則(昭和53年滋賀県公安委員会規則第2号)	第9条第1項、第15条第5項
自動車の保管場所の確保等に関する法律(昭和37年法律第145号)	第4条第1項
自動車の保管場所の確保等に関する法律施行規則(平成3年国家公安委員会規則第1号)	第5条第1項
重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律(平成28年法律第9号)	第10条第3項
滋賀県情報公開条例(平成12年滋賀県条例第113号)	第5条第1項
滋賀県公安委員会が保有する個人情報の保護に関する規則(平成17年滋賀県公安委員会規則第21号)	第5条第2項(滋賀県警察本部長が保有する個人情報の保護に関する規程(平成17年滋賀県警察本部告示第54号)において例による場合を含む。)

(滋賀県道路交通法施行細則の一部改正)

第2条 滋賀県道路交通法施行細則(昭和53年滋賀県公安委員会規則第2号)の一部を次のように改正する。

第15条第1項中「それぞれ2通」を削る。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

雑

報

環境影響評価準備書の縦覧公告

滋賀県環境影響評価条例(平成10年滋賀県条例第40号)第13条第1項の規定に基づき、(仮称)鳥居平・松尾工業団地造成事業に係る環境影響評価準備書を作成し、滋賀県知事および日野町長に送付しましたので、同条例第14条の規定に基づき次のとおり公告し、当該環境影響評価準備書を縦覧に供します。

令和4年1月4日

- 1 公告する事業者 向茂都市開発株式会社 代表取締役 向春美
- 2 事業者の名称、代表者の氏名および主たる事務所の所在地 向茂都市開発株式会社 代表取締役 向春美 東近江市蛇溝町231番地
- 3 対象事業の名称等
 - (1) 名称 (仮称)鳥居平・松尾工業団地造成事業
 - (2) 種類 工場立地法(昭和34年法律第24号)第4条第1項第3号に規定する工業団地の造成事業(滋賀県環境影響評価条例別表第12号)
 - (3) 規模 対象事業実施区域面積 66.05584ヘクタール
- 4 対象事業実施区域 蒲生郡日野町大字鳥居平字篠原1519番外149筆
- 5 関係地域の範囲 蒲生郡日野町の一部
- 6 環境影響評価準備書の縦覧場所
滋賀県総合企画部県民活動生活課県民情報室(大津市京町四丁目1番1号)
滋賀県東近江環境事務所(東近江市八日市緑町7番23号)
日野町住民課生活環境交通担当(蒲生郡日野町河原一丁目1番地)
向茂都市開発株式会社(東近江市蛇溝町231番地)
なお、向茂都市開発株式会社ホームページ(<https://ms-developer.com/>)でも電子縦覧を行っています。
- 7 環境影響評価準備書の縦覧の期間および時間 令和4年1月4日から令和4年2月3日までの各縦覧場所における執務時間内
- 8 意見書の提出
 - (1) 当該環境影響評価準備書について、環境保全の見地から意見のある方は(2)の方法により提出することができます。
 - (2) 令和4年1月4日から令和4年2月17日までの間に向茂都市開発株式会社(〒527-0073 東近江市蛇溝町231番地)宛てに意見書を郵送(必着)または持参もしくは電子メール(toshikaihatu@mukoshige.com)により提出してください。なお、縦覧期間中であれば、6に規定する縦覧場所でも提出いただけます。意見書の様式は、各縦覧場所に備え付けてあるほか、向茂都市開発株式会社のホームページ(<https://ms-developer.com/>)からダウンロードできます。
- 9 この公告で示した事項に係る問合せ先
事業計画に関する問合せ
向茂都市開発株式会社 電話 0748-20-4330(代表) 代表取締役 向春美
有限会社村田設計事務所 電話 0748-57-1139 取締役 村田武史
環境影響評価準備書に関する問合せ
中村環境カウンセラー事務所 電話 0748-42-6998 中村光伸

環境影響評価準備書に係る説明会開催の公告

滋賀県環境影響評価条例(平成10年滋賀県条例第40号)第15条第1項の規定に基づき、(仮称)鳥居平・松尾工業団地造成事業に係る環境影響評価準備書について説明会を開催しますので、同条例第2項の規定に基づき次のとおり公告します。

令和4年1月4日

- 1 公告する事業者 向茂都市開発株式会社 代表取締役 向春美
- 2 事業者の名称、代表者の氏名および主たる事務所の所在地 向茂都市開発株式会社 代表取締役 向春美 東近江市蛇溝町231番地
- 3 対象事業の名称等
 - (1) 名称 (仮称) 鳥居平・松尾工業団地造成事業
 - (2) 種類 工場立地法(昭和34年法律第24号)第4条第1項第3号に規定する工業団地の造成事業(滋賀県環境影響評価条例別表第12号)
 - (3) 規模 対象事業実施区域面積 66.05584ヘクタール
- 4 対象事業実施区域 蒲生郡日野町大字鳥居平字篠原1519番外149筆
- 5 関係地域の範囲 蒲生郡日野町の一部
- 6 説明会を開催する日時および場所 令和4年1月13日(木)19時から21時まで 日野町町民会館わたむきホール虹研修室(蒲生郡日野町松尾1661番地)
- 7 この公告で示した事項に係る問合せ先
事業計画に関する問合せ
向茂都市開発株式会社 電話 0748-20-4330(代表) 代表取締役 向春美
有限会社村田設計事務所 電話 0748-57-1139 取締役 村田武史
環境影響評価準備書に関する問合せ
中村環境カウンセラー事務所 電話 0748-42-6998 中村光伸

